

塩尻市 購入申込書 事業者間取引券

発行総額
1億3000万円
(プレミアム率 30%)

取引券有効期間
令和7年 9/1 月 ~
令和8年 1/31 日 まで



購入上限額 1 取扱店 上限 **50 冊** (販売額で50 万円) まで。
1 冊から購入できます。

購入方法 **事前申込による抽選方式での販売** (※先着順ではありません)

- 申込数により、希望者が購入できるように希望額の調整を行う場合があります。
- 取引券は塩尻市事業者間取引券事業取扱店に登録してある事業者が購入できます。
- 取扱店舗登録がまだお済でない事業者は、取引券引き渡しまでに登録申請書をご提出してください。

STEP
01

申込書を申込期間中に以下提出先へ直接 または 郵送 でご提出ください。

受付窓口 塩尻商工会議所 事業者間取引券担当 ※郵送の場合の郵送料は事業所負担となります。
※申込期間最終日の消印まで有効とします。
(〒399-0736 塩尻市大門一番町 12-2 えんぱーく 406)
塩尻商工会議所檜川支所 (窓口直接提出のみ)

申込期間 令和7年 **8/4 (月) ~ 8/8 (金) 10:00 ~ 17:00**

STEP
02

抽選により購入確定となった場合は、後日郵送されます、「購入引換券」を用意して塩尻商工会議所窓口で取引券と引き換えてください。
購入費用は引換までに購入引換券に記載予定の指定口座へお振込みをお願いします。

取引券引換期間 令和7年 **8/25 (月) ~ 8/29 (金) 10:00 ~ 17:00**

購入申込用紙

※裏面に記載してある注意事項を了承し申し込みます。

■ 登録店舗名

■ 代表者名

■ 住 所 〒

塩尻市

■ R6 年度

事業者間取引券購入の有無

どちらかに○をしてください

有 ・ 無

■ 電話番号

■ 希望冊数

※1 社が購入できる上限は 50 冊です。

※1 冊 1 万円になります。

冊

《取引券購入における注意事項》

- ・ 1 取扱店が購入できる限度額は50万円（50冊）までです。

※申込数により、多くの希望者が購入できるように希望額の調整を行う場合があります。

申込書を申込期間中に以下提出先へ直接または郵送でご提出ください。

※郵送の場合の郵送料は事業所負担となります。

受付窓口 塩尻商工会議所

(〒399-0736 塩尻市大門一番 12-2 えんぱーく 406)

塩尻商工会議所榎川支所（窓口直接提出のみ）

- ・ 購入限度を超えた場合は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 申込された冊数は購入できる希望上限になります。
- ・ 取引券購入時に下回る冊数への変更は可能ですが、上回る冊数への変更はできません。
- ・ 取引券の購入費用については、取引券引換までに指定口座へ振込をお願いいたします。
- ・ 分割での支払いはできません。
- ・ 本取引券の購入において、不正が発覚した場合は、購入し取引券または相当する金額を返金していただきます。
- ・ 一度購入した取引券は、返金又は払い戻しはできません

《取引券使用上の注意事項》

- ・ 本取引券では釣銭は出ません。
- ・ 本取引券では以下のものには使用できません
 - (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）
 - (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (4) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - (5) たばこ

お問合せ
・
連絡先

塩尻市事業者間取引券事業 事務局

塩尻商工会議所 塩尻市大門一番町 12 号 2 号 えんぱーく 406

TEL:0263-52-0258

塩尻市事業者間取引券 申込用紙は表面になります

申込書を申込期間中に以下提出先へ直接または郵送でご提出ください。

※郵送の場合の郵送料は事業所負担となります。

塩尻商工会議所 事業者間取引券担当

(〒399-0736 塩尻市大門一番町 12-2 えんぱーく 406)

塩尻商工会議所榎川支所（窓口直接提出のみ）

(FAX での受付は行いません。)